

評価項目及び評価内容		評価資料
1 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援制度や生活保護制度、居住不安定者等居住生活移行支援事業について十分に理解しているか。 県内の居住支援の課題などについて十分に理解しているか。 	企画提案書
2 実績	<ul style="list-style-type: none"> 他の実績等を踏まえ、本委託業務の遂行能力を有しているか。 	企画提案書
3 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 業務体制（勤務体制や業務配置）について本委託業務の遂行能力を有しているか。 	企画提案書
	<ul style="list-style-type: none"> 業務経験や有資格者などを配置しているか。 	企画提案書
	<ul style="list-style-type: none"> 財務状況は健全で安全な運営となっているか。 	財務諸表等
4 企画提案内容 (1) 居宅移行に向けた相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者及び被保護者に対して、居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅に関して、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、契約手続き等に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う体制をとっているか。 <p>(必須事業)</p>	企画提案書
4 企画提案内容 (2) 居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援	<ul style="list-style-type: none"> 居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要な応じた助言等を実施する体制をとっているか。 <p>(任意事業／実施を見送る場合はその旨を明記すること)</p>	企画提案書
4 企画提案内容 (3) 入居しやすい住宅の確保等に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 居住支援法人を活用した不動産業者との調整による転居先の開拓、セーフティネット住宅を含む連帯保証人を設けることを入居条件としないなどの生活困窮者等が入居しやすい住宅のリスト化等の転居先候補となる住宅の確保に向けた取組を行う体制をとっているか。 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、住宅供給公社、宅地建物取引業者、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整体制の構築 及び支援を行う専門職員を育成するための研修やアドバイザー派遣の実施等を行うか。 <p>(任意事業／実施を見送る場合はその旨を明記すること)</p>	企画提案書
5 事業実施に向けた事務準備期間について	<ul style="list-style-type: none"> 上記、4の(1)～(3)の実施にかかる準備として契約締結日から最大3か月設けることができる。事務準備期間で実施する内容の他、事務準備期間終了後の業務構想や業務実施スケジュール案を明記すること。 	企画提案書
6 安全対策危機管理	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護に関する取組み及び守秘義務に対する取組みは適切か。情報セキュリティに関する組織的な取組、個人情報の管理体制は整っているか。 業務におけるミス、トラブルの防止策と発生後の対応、体制が取られているか。これらによる訴訟等への対応が取られているか。 各種帳票、情報端末機等は厳重な管理を行っているか。 	企画提案書
7 SNS 活用などの ICT や DX への対応について	<ul style="list-style-type: none"> 電子メールやLINE等を活用した体制がとられているか。その他、デジタル技術を用いた業務効率化や相談品質向上への取り組み(DX)をおこなっているか。 	企画提案書
8 事業見積価格	<ul style="list-style-type: none"> 事業全体に係る見積価格は適正に見積もられているか。 	見積書様式6 または任意の見積書
9 その他(アピールポイント)	<ul style="list-style-type: none"> その他、本提案で本市に有益な提案があるか。 	企画提案書